朝霞市非常用給水栓設置及び管理に関する取扱基準

（目的）

第１条　この基準は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準において「非常用給水栓」とは、受水槽又は受水槽からの流出管等に設けた災害時にのみ使用を許された給水栓をいう。

（設置基準）

第３条　非常用給水栓の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　朝霞市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が供給する水道水を、受水槽式給水方式により利用していること。

(２)　災害時に上下水道部から水道水が供給されない場合、若しくは災害時に電力の供給が停止され受水槽のポンプ設備が作動しない場合に限り使用する水栓であること。

（承認要件）

第４条　非常用給水栓の承認基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　受水槽に直接、給水栓を設置する場合は、受水槽本体の強度に影響を与えない構造とし、取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とすること。

(２)　受水槽の周囲１メートル以内で維持管理を妨げない位置に設置すること。

(３)　住民等への周知方法として「非常用給水栓災害時のみ使用可」のプレート（大きさは縦30㎝×横10㎝以上とし、材質は腐食や破損のおそれのないもの）を見やすい場所に掲示するとともに、災害時以外の使用を防止する措置を講じること。

(４)　非常用給水栓の設置については、朝霞市水道事業指定給水装置工事事業者で施工すること。

（申込）

第５条　非常用給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ非常用給水栓設置申込書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、朝霞市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(１)　誓約書（様式第２号）

(２)　案内図

(３)　設置計画図（平面図、立面図等）

(４)　給水栓仕様書

(５)　その他管理者が必要と認める書類

２　前条による承認後、非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合においては、前項の各号に掲げる書類により変更申込み手続きを行うこと。その場合、従前の書類に変更がないものについては省略することができる。

（審査）

第６条　管理者は、前条による申込みを受けたときは、第３条第１号、第２号及び第４条各号に掲げる事項について審査し、内容が適当であると認められたときは、非常用給水栓の申込みを承認し、非常用給水栓設置承認書（様式第３号）により設置者に通知するものとする。

（確認）

第７条　設置者は、非常用給水栓の設置完了後、すみやかに非常用給水栓設置完了届（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出し、その確認を受けなければならない。

(１)　設置完成図（平面図、立面図等）

(２)　工事完了写真（施工前、施工中、完成後）

（維持管理等）

第８条　設置者は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(１)　災害時の非常用給水栓の使用及び災害時以外の使用防止のため、管理責任者を定め、非常用給水栓、附属用具等を適切に管理すること。

(２)　非常用給水栓が、第４条各号に適合する状態を維持すること。

（使用報告）

第９条　設置者は、非常用給水栓を使用したときは、非常用給水栓使用届（様式第５号）により、管理者へ報告しなければならない。

２　非常用給水栓を災害時以外など、本来の目的以外に使用した場合は、その理由を管理者に説明するとともに、管理方法についての是正策を提出すること。ただし、あらかじめ管理者に申し出た上での訓練、点検等のために使用したときを除く。

（立入点検）

第１０条　管理者は、必要に応じて非常用給水栓の管理状況を点検することができる。なお、点検結果については、非常用給水栓点検結果通知書（様式第６号）により、設置者に通知するものとする。

２　前項の通知により、改善等を指示された設置者は、管理者が指定する期日までに 改善等を行い、その内容を非常用給水栓改善届（様式第７号）により管理者に届け出なければならない。

（廃止）

第１１条　設置者は、非常用給水栓を撤去したときは、非常用給水栓廃止届（様式第８号）及び撤去後の状況確認ができる写真を管理者に届け出なければならない。

（取消）

第１２条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第６条に規定する承認を取り消し、非常用給水栓の撤去を命じることができる。

(１)　第７条に掲げる書類の提出を行わないとき。

(２)　非常用給水栓の設置後、第４条の設置条件に適合しなくなったとき。

(３)　第１０条の規定に基づく、立入点検による改善指示に対して、猶予すべき理由なしに、指定期日までに改善等が講じられないとき。

(４)　災害時以外の不適切な使用があったと認められるとき。

２　前項の規定による取り消しは、非常用給水栓設置承認取消通知書（様式第９号）により設置者に通知するものとする。

（費用負担）

第１３条　非常用給水栓の設置及び撤去、その他維持管理に要する費用は、設置者の負担とする。

（その他）

第１４条　この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

（施行期日）

この基準は、令和４年１２月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

非常用給水栓設置申込書

　　年　　月　　日

朝霞市水道事業管理者　朝霞市長あて

設置者（法人又は団体にあっては名称及び代表者名）

住所

氏名

電話番号

朝霞市非常用給水栓設置及び管理に関する取扱基準第５条の規定に基づき、下記のとおり非常用給水栓を設置したいので、関係書類を添えて申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| お客様番号(親) |  |
| 設置場所 | 　朝霞市 |
| 建物名称 | 　 |
| 設置位置 | □壁面　 □連通管　 □流出管　 □その他(　　　　　　) |
| 水栓設置数 | 　　　 　栓（口径　　mm） |
| 受水槽 | 有効容量　　　　㎥ |
| 給水戸数 | 　　　　　　　　戸 |
| 災害時以外の使用防止方法 |  |
| 管理責任者(管理会社等) | 住所管理会社名責任者名電話番号 |
| 施工業者(朝霞市水道事業指定給水装置工事事業者) | 住所業者名 |
| 添付書類 | □誓約書(様式第２号)　 □案内図　 □設置設計図□給水栓仕様書　 □その他(　　　　　　　　) |
| 備考 |  |

様式第２号（第５条関係）

誓　　約　　書

　　年　　月　　日

朝霞市水道事業管理者　朝霞市長あて

設置者（法人又は団体にあっては名称及び代表者名）

住所

氏名

電話番号

非常用給水栓を設置するにあたり、朝霞市非常用給水栓設置及び管理に関する取扱基準（以下、「取扱基準」という。）第４条の設置条件及び下記事項を遵守するとともに、これに反した場合は、朝霞市水道事業管理者（以下「管理者」という。）からの指示に従うことを誓約いたします。

記

１　設置場所　　朝霞市

２　建物名称

３　誓約事項

(1)　非常用給水栓は、災害時に朝霞市上下水道部から水道水が供給されない場合、若しくは災害時に電力の供給が停止され受水槽のポンプ設備が作動しない場合に限り使用します。（取扱基準第３条第２号）

(2)　非常用給水栓の設置により予期せぬ事故、受水槽等の不具合が発生しても朝霞市水道事業管理者へ一切申し立てをしません。

(3)　災害時における使用及び災害時以外の使用を防止するため、管理責任者を定め、非常用給水栓及び附属用具等を適切に維持管理します。（取扱基準第８条第１号）

(4)　非常用給水栓の設置位置、構造等を変更するときは、「非常用給水栓設置申込書（様式第１号）」により、改めて申し込みます。（取扱基準第５条第２項）

（裏面へ）

(5)　非常用給水栓を使用したときは、「非常用給水栓使用届（様式第５号）」により、すみやかに使用日時等を届け出ます。（取扱基準第９条第１項）

(6)　管理者が非常用給水栓の管理状況等を点検することを承認します。（取扱基準第１０条第１項）

(7)　前号の立入点検において、改善等を指示された場合は、管理者が指定する期日までに改善等を行い、「非常用給水栓改善届（様式第７号）」により、すみやかに改善結果等を届け出ます。（取扱基準第１０条第２項）

(8)　非常用給水栓を撤去したときは、「非常用給水栓廃止届（様式第８号）」により、すみやかに廃止を届け出ます。（取扱基準第１１条）

(9)　取扱基準第１２条各号のいずれかに該当するときは、管理者の命じるところにより非常用給水栓を撤去します。

(10)　非常用給水栓の破損等による漏水及び災害時以外の使用が認められ、管理者より使用水量に対する水道料金の請求があった場合は、すみやかにその料金を支払います。

（11） 災害時において、市から地域住民への水道水の提供等で非常用給水栓の使用について要請があった場合は、状況に応じて可能な範囲で協力します。

様式第３号（第６条関係）

朝 上 収 第　　　　号

　　年　　月　　日

非常用給水栓設置承認書

設置者

　　　　　　様

朝霞市水道事業管理者　朝霞市長

年　　月　　日付けで申し込みのあった、下記の非常用給水栓の設置について承認します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |
| お客様番号(親) |  |
| 設置場所 | 朝霞市 |
| 建物名称 |  |
| 設置位置 | □壁面　 □連通管　 □流出管　 □その他(　　　　　　) |
| 水栓設置数 | 　　　 　栓（口径　　mm） |
| 備考 | ・朝霞市非常用給水栓設置及び管理に関する取扱基準及び申込時に提出した「誓約書（様式第２号）」の誓約事項を遵守すること。 |

様式第４号（第７条関係）

非常用給水栓設置完了届

　　年　　月　　日

朝霞市水道事業管理者　朝霞市長あて

設置者（法人又は団体にあっては名称及び代表者名）

住所

氏名

電話番号

年　　月　　日付け朝上収第　　　　号で承認された、非常用給水栓の設置が完了したので、関係書類を添えて完了届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| お客様番号(親) |  |
| 設置場所 | 　朝霞市 |
| 建物名称 |  |
| 設置年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 添付書類 | □設置完成図（平面図、立面図）□工事完了写真（施工前、施工中、完成後） |
| 備考 | 　　　　　　　　 |

様式第５号（第９条関係）

非常用給水栓使用届

　　年　　月　　日

朝霞市水道事業管理者　朝霞市長あて

設置者（法人又は団体にあっては名称及び代表者名）

住所

氏名

電話番号

非常用給水栓を使用したので、下記のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| お客様番号(親) |  |
| 設置場所 | 朝霞市 |
| 建物名称 |  |
| 使用日時 | 　　　月　　日　　 時から　　　月　　日　　 時まで |
| 使用理由 | □災害等により長時間の断水が発生したため。□災害等により長時間ポンプ設備が停止し給水がストップしたため。□非常用給水栓の訓練、点検のため□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 | 　　　　　　　　 |

様式第６号（第１０条関係）

朝 上 発 第　　　　号

　　年　　月　　日

非常用給水栓点検結果通知書

設置者

　　　　　　様

朝霞市水道事業管理者　朝霞市長

朝霞市非常用給水栓設置及び管理に関する取扱基準第１０条第１項の規定により、実施した立入点検の結果について、下記のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| お客様番号(親) |  |
| 設置場所 | 朝霞市 |
| 建物名称 |  |
| 点検年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 点検者名 |  |
| 所見 | □特に改善点等ありません。　（引き続き、良好な維持管理に努めてください。）□下記の改善事項について、改善を求めます。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 改善事項 |  |
| 改善期日 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 備考 | 上記、期日までに改善を行い、その内容を別紙「非常用給水栓改善届」により、すみやかに提出すること。 |

様式第７号（第１０条関係）

非常用給水栓改善届

　　年　　月　　日

朝霞市水道事業管理者　朝霞市長あて

設置者（法人又は団体にあっては名称及び代表者名）

住所

氏名

電話番号

年　　月　　日付け朝上発第　　　号で指示された改善事項について、下記のとおり実施したので改善届を届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| お客様番号(親) |  |
| 設置場所 | 朝霞市 |
| 建物名称 |  |
| 立入点検年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 改善完了年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 改善内容 |  |
| 添付書類 | 　写真（改善状況が確認できるもの）　　　　　　　 |

様式第８号（第１１条関係）

非常用給水栓廃止届

　　年　　月　　日

朝霞市水道事業管理者　朝霞市長あて

設置者（法人又は団体にあっては名称及び代表者名）

住所

氏名

電話番号

非常用給水栓を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| お客様番号(親) |  |
| 設置場所 | 朝霞市 |
| 建物名称 |  |
| 廃止年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 廃止理由 | □非常用給水栓を使用しなくなったため。□非常用給水栓が破損し、修繕等の見込みがないため。□非常用給水栓を管理することができなくなったため。□受水槽方式から、直接給水方式へ変更するため。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 添付書類 | 　写真（撤去後の状況が確認できるもの）　　　　　　　 |

様式第９号（第１２条関係）

朝 上 発 第　　　　号

　　年　　月　　日

非常用給水栓設置承認取消通知書

設置者

　　　　　　様

朝霞市水道事業管理者　朝霞市長

非常用給水栓設置の承認を取り消したので、朝霞市非常用給水栓設置及び管理に関する取扱基準第１２条第２項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| お客様番号(親) |  |
| 設置場所 | 朝霞市 |
| 建物名称 |  |
| 承認年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 取消年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 取消理由 | □取扱基準第１２条第1項第　　　号に該当するため。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |